勝浦町における移住支援新築・空き家改修等の補助金制度について

勝浦町では、移住を促進し地域の活性化を図るため、新築・改修等に要する費用の一部を補助する「勝浦町移住支援事業補助金」の制度を設けています。

補助対象：所有者向け

・移住者に貸出す目的で、空き家バンク登録の空き家を改修する事業

　や所有者が空き家に保管している家財等を移動及び処分する事業

（㊟自己所有物件を貸すための改修であること）

補助対象：移住者向け

・移住者が空き家を借り受け、所有者の許可を得て改修する事業

　　・移住者が町内で住宅を新築、又は空き家を購入する事業、もしくは自己又は親族等の所有する家屋を改修する事業

補助対象経費：主要構造部、トイレ、風呂、台所等の生活に必要な改修

交付要件

　　・徴税等の滞納がないこと

　　・暴力団員でないこと

　　・所有者は補助金の交付を受けてから5年以上移住者へ貸借に供する空き家として登録すること

・移住者は補助金の交付を受けてから5年以上町に居住すること

補助金額　　新築・購入の場合：費用の10％。

改修の場合：費用の2/3以内。

（いずれも100万円を限度とし予算の範囲内で補助）

空き家を有効活用しませんか？

　勝浦町では、町内にお持ちの空き家を移住される方に紹介することを目的として、空き家バンクへの登録物件の収集を行っています。

　空き家所有者の方で、貸し出してもいい物件をお持ちの方は、ご連絡ください。

詳しいお問い合わせは産業交流課まで

🕿　０８８５（４２）１５０５

IP　０５０（３４３８）７１４８